

第1章 平和公園（西地区）再整備基本計画について

1－1．再整備基本計画策定の趣旨

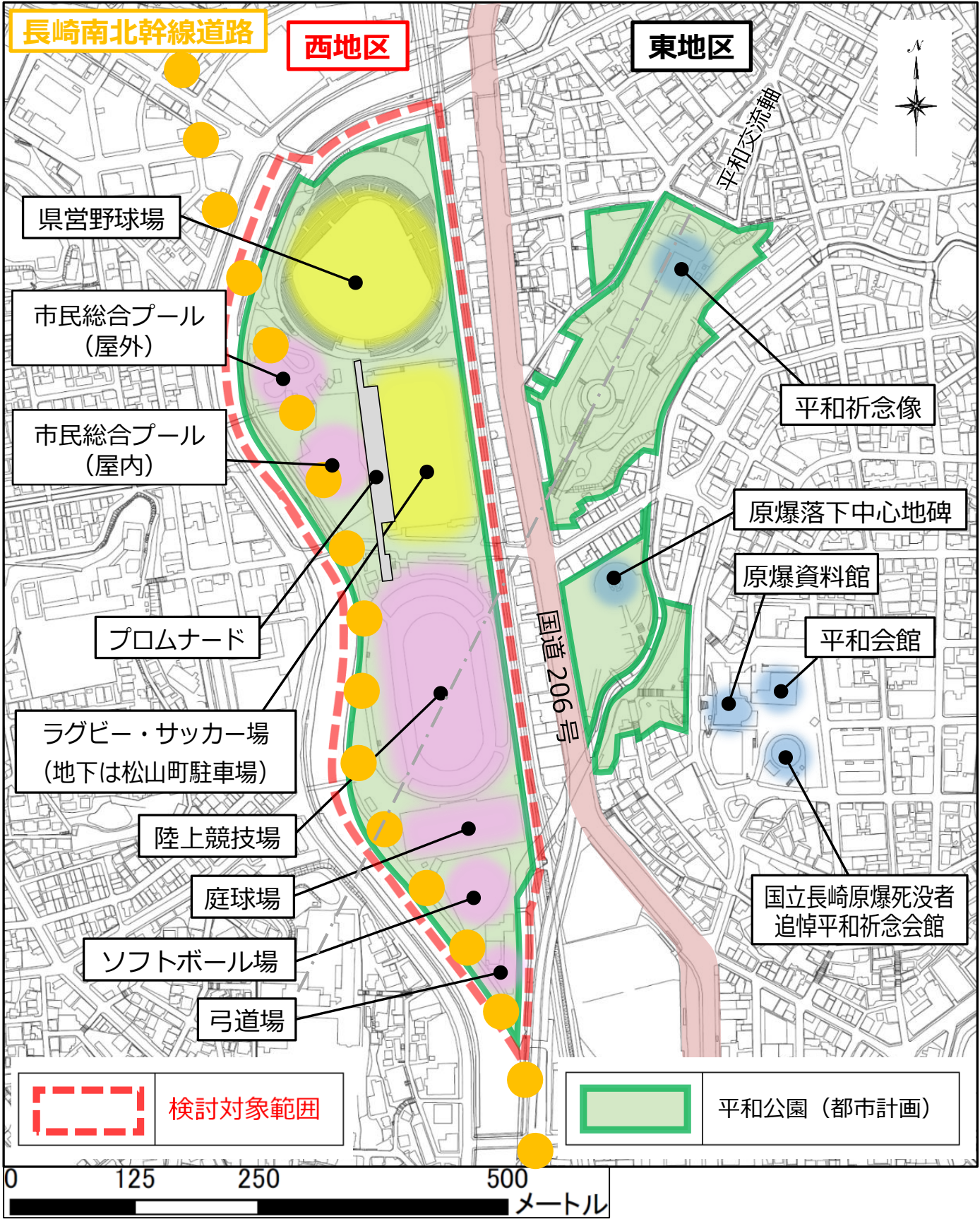
平和公園は長崎市松山町を中心とする約 18.5ha（令和 7 年 5 月現在）の総合公園であり、昭和 26 年の開設以降、様々な施設の整備が進められてきた。平成 6 年 3 月に「平和公園再整備基本計画（以下、「現行計画」という。）」を策定して以降は、現行計画に基づき、順次再整備を進め、現在では多くの市民や観光客などに利用されている長崎市を代表する重要な公園となっている。

平和公園を取り巻く状況は、長崎県において事業中区間の整備や調査中区間の事業化に向けた検討が進められている高規格道路「長崎南北幹線道路」によりスポーツ施設の再配置が必要となるなど、変化している。そのため、現行計画は見直す必要がある。

「平和公園（西地区）再整備基本計画（以下、「本計画」という。）」は、長崎南北幹線道路との整合を図るとともに、立地特性や利用特性、社会情勢の変化を踏まえて、平和公園（西地区）の将来の在り方やスポーツ施設の再配置の方向を示すことを目的に策定された。なお、平和公園（東地区）は長崎南北幹線道路の整備による影響を直接受けないため、対象外とする。

1－2．再整備基本計画の計画期間

本計画は、長崎南北幹線道路の整備計画と整合を図る必要があることから、計画期間も長崎南北幹線道路の事業期間（令和 4～18 年度）を基本とする。



平和公園概略図
（長崎市都市計画図を加工、以降の加工元が示されていない図には、長崎市都市計画図を用いた）